

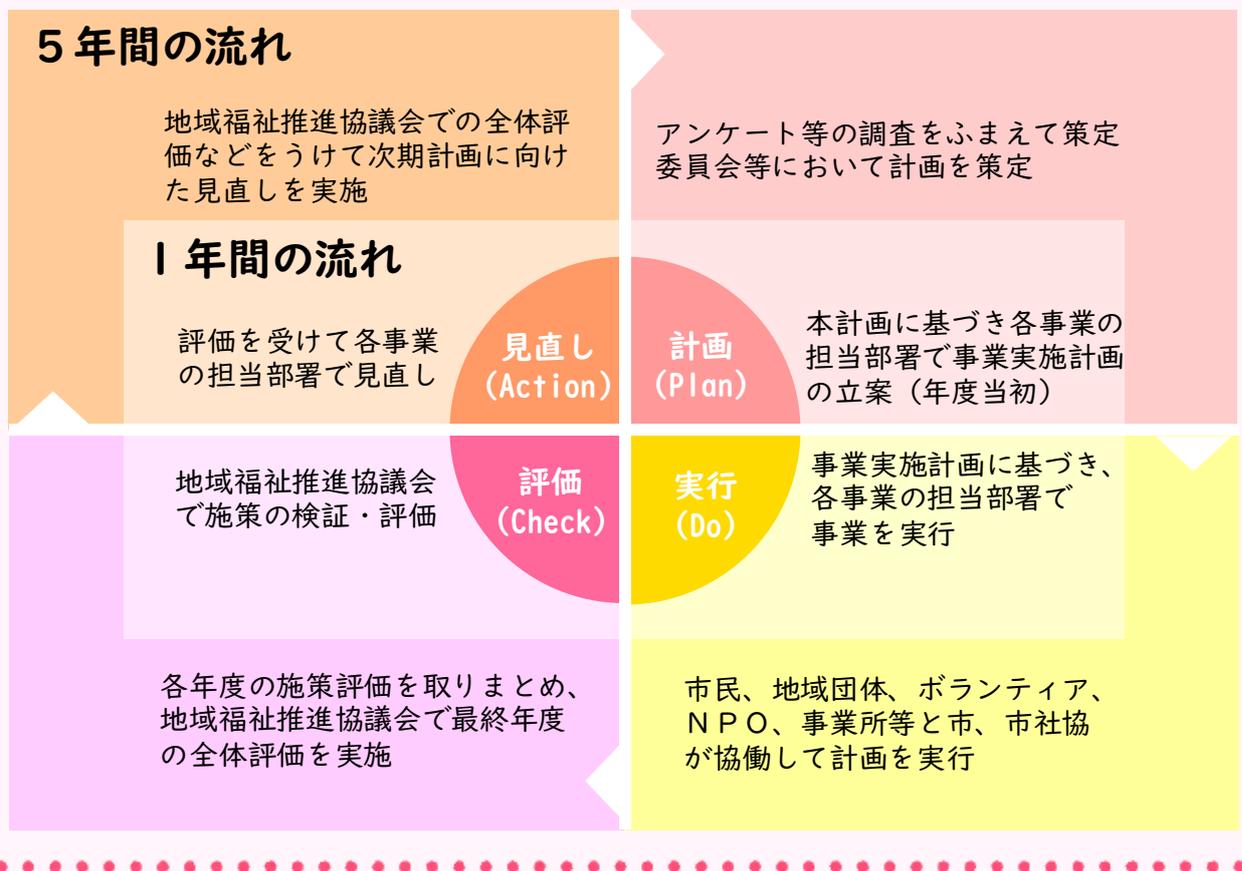
第 5 章 計画の推進

1. 進行管理

本計画は、市の「地域福祉計画」と市社協の「地域福祉活動計画」を一体的に策定したものです。そのため、市と市社協はしっかりと連携を図りながら、各事業を推進していきます。

計画の進行管理にあたっては、市と市社協それぞれが各施策の評価を行い、本計画策定に関わった学識経験者や関係団体の代表者などからなる「八幡市地域福祉推進協議会」において、住民の意見を聞きながら、PDCAサイクルに基づき、毎年度の計画の検証・評価を行います。

PDCAサイクル



2. 推進体制

(1) 住民の参画・協働と様々な主体との連携

地域福祉の主役は、住民一人ひとりです。

「受け手」「支え手」の関係性を超えてだれもが自分らしく活躍できる地域社会を実現させていくためには、住民の主体的な地域福祉が推進されるとともに、住民と市、関係機関など様々な主体が協働して取り組むことが必要です。

社会福祉法では、地域福祉の推進の役割を担うものとして、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が示されています。具体的には、地域住民、自治会、民生児童委員協議会、ボランティア・NPO団体、社会福祉協議会、市などが主体として、相互に協力して取り組みます。

(2) 各主体の役割

①住民や関係団体、ボランティア、NPO、事業所、社会福祉法人などの役割

住民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の一員として互いに協力し合うことが大切です。また、住民一人ひとりが地域福祉の担い手としてこうした意識を持ち、同時に自ら隣近所とのあいさつから、助け合い・支え合いなどの地域活動に積極的かつ主体的に参加するなど、具体的な活動を実践していくことが不可欠です。

さらに、地域福祉のニーズに基づく新たなサービスや、住民の福祉への参加支援や福祉のまちづくりへの参画に努めることが求められています。

本計画を実効あるものにするためには、こうした住民をはじめボランティアやNPO、関係団体、事業所、社会福祉法人などの様々な主体による自主的な取組との連携と協働による取組が不可欠です。

②行政の役割

地域福祉の推進にあたって、行政には住民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進する責務があります。このため、地域福祉を推進する関係機関・団体などの役割をふまえながら、連携と協力を図るとともに、行政内部においては、福祉・保健・医療分野をはじめ、雇用・教育・文化・交通・住宅など各分野との連携を強化し、地域福祉の視点から横断的な施策が推進されるよう取り組みます。さらに、地域福祉への住民参加の機会を拡充するとともに、総合相談体制や地域福祉活動拠点の整備支援、情報提供の充実などに努めます。

③社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は地域福祉の推進を担う中核的な団体として位置付けられ、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施・普及・助成など、地域に密着しながら、地域福祉を推進するための様々な事業を行っています。

本計画の基本理念及び基本目標を達成するために、住民、地域団体、ボランティア、NPO、民間事業所、行政関係者など幅広い分野からの参加のもと、本市の社会福祉向上のため「民間」の立場で相互の調整役としての機能の強化を図ります。